

◎新潟県告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
デイサービスセンターすもとの里	新潟県五泉市論瀬5975番地12	社会福祉法人ごせん福祉会	通所介護	令和元年12月11日	令和2年1月31日
クレアメディコ第2地域介護推進室	新潟県長岡市藤沢1丁目9番10号	株式会社クレアメディコ	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和元年9月10日	令和元年10月31日
クレアメディコ第2地域介護推進室	新潟県長岡市藤沢1丁目9番10号	株式会社クレアメディコ	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和元年9月10日	令和元年10月31日